

(仮称) 吹田市立スタジアム建設事業

事業者見解書

平成 25 年 2 月

スタジアム建設募金団体

目 次

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1- 1
2. 事業者の環境に対する取組方針	2- 1
3. 事業の名称、目的及び内容	3- 1
3. 1 事業の名称	3- 1
3. 2 事業の目的	3- 1
3. 3 事業の内容	3- 1
3. 3. 1 事業の種類	3- 1
3. 3. 2 事業の規模	3- 1
3. 3. 3 事業の実施場所	3- 1
3. 3. 4 事業計画の概要	3- 3
(1) 土地利用及び施設計画	3- 3
(2) 施設稼働計画	3- 7
(3) 排水計画	3- 7
(4) 地下水利用計画	3- 7
(5) 緑化計画	3- 8
(6) 交通計画	3- 8
3. 3. 5 工事計画	3- 9
3. 3. 6 環境保全対策	3-12
(1) 地球環境・ヒートアイランド	3-12
(2) 廃棄物等	3-13
(3) 大気・騒音・振動	3-13
(4) 水質汚濁・土壌汚染	3-14
(5) 景観	3-14
(6) 文化財	3-14
4. 当該事業における環境に対する取組方針	4- 1
5. 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答	5- 1
6. 評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解	6- 1
7. 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解	7- 1
8. その他の事項	8- 1

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称：スタジアム建設募金団体

代表者氏名： 代表理事 金森喜久男

主たる事務所の所在地：大阪府吹田市千里万博公園 3 番 3 号

なお、事業者であるスタジアム建設募金団体（以下、「募金団体」という。）は、法人及び個人から集めた寄付金によりサッカースタジアムを建設することを目的として設立された団体である。募金団体はスタジアムの建設を行い、完成後は吹田市にこれを寄付する。吹田市がスタジアムを受納した後は公の施設として活用されることとなる。また、株式会社ガンバ大阪（以下、「ガンバ大阪」という。）が所定の手続きを経て指定管理者に指定され、管理運営を行うこととなっている。

2. 事業者の環境に対する取組方針

事業者である募金団体は、本サッカースタジアムを建設することを目的として設立された団体である。建設するスタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行っていく計画である。

事業者は、スタジアム完成後は、これらの取組内容を、吹田市及びガンバ大阪に確実に引き継ぐものとする。

3. 事業の名称、目的及び内容

3. 1 事業の名称

(仮称) 吹田市立スタジアム建設事業

3. 2 事業の目的

サッカースタジアムを活用したスポーツ振興を図るとともに、青少年の健全育成、にぎわいの創出、地域経済の活性化など、様々な分野において活力あふれるまちづくりを目指すべく、サッカースタジアムを建設することを目的とする。

3. 3 事業の内容

3. 3. 1 事業の種類

事業の種類は「運動・レジャー施設の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成 10 年吹田市条例第 7 号）第 2 条に規定する要件に該当する。

3. 3. 2 事業の規模

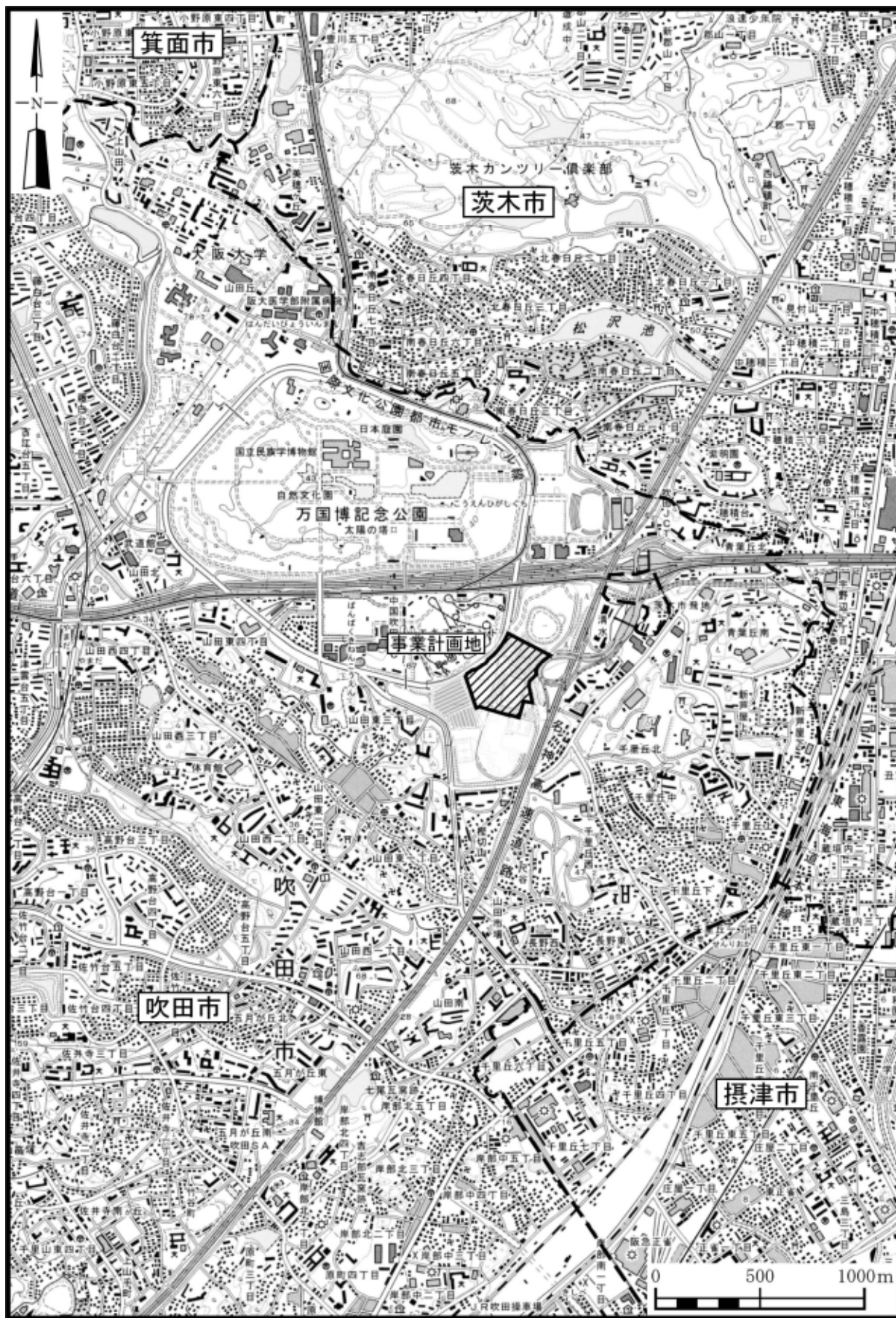
敷地面積 約 90,000m²

建物高さ 約 42m

収容人員 約 40,500 人（観客数）

3. 3. 3 事業の実施場所

吹田市千里万博公園 23 番 1 他 2 筆（図 3-1 参照）



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」（平成20年）を使用したものである。

図 3-1 事業計画地の位置

3. 3. 4 事業計画の概要

本事業は、日本万国博覧会記念公園（以下、「万博公園」という。）の南東部に位置する球技場とその周辺に、収容観客数 40,000 人規模のサッカースタジアムを建設するものである。

事業者は、法人及び個人から集めた寄付金によりスタジアムを建設し、完成後は吹田市にこれを寄付する。吹田市がスタジアムを受納した後は公の施設として活用される。完成したスタジアムでは、ガンバ大阪のホームゲーム開催が予定されている。

事業計画地は、所有者である独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下、「万博記念機構」という。）から吹田市が借地する。また、ガンバ大阪が所定の手続きを経て指定管理者に指定され、管理運営を行うこととなっている。

事業計画の概要は以下に示すとおりである。なお、本スタジアムについては、「大阪府建築物環境評価システム」（CASBEE）において、最高ランクである S ランクを達成する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行っていく計画である。

(1) 土地利用及び施設計画

事業計画地内の現況の土地利用状況及び将来の土地利用計画は、表 3-1 及び図 3-2、3 に示すとおりである。

事業計画地は、現在、球技場、アメリカンフットボール場及び駐車場として使用されている区域である。

本事業では、このうち球技場及び駐車場の部分にスタジアムを建設する計画である。施設配置は図 3-3 に、スタジアムの概要は表 3-2 及び図 3-4 に示すとおりである。スタジアムは、建築面積約 28,000m²（グラウンド部分除く）、最高高さ約 42m、収容観客数約 40,000 人、一部屋根付きの天然芝グラウンドを計画しており、Jリーグの試合はもとより、国際試合の開催が可能な規模としている。スタジアムのメインゲートは西側とし、メインゲート前には広場を整備する。また、スタジアムの周囲の緑化に配慮し、周辺の緑地とも調和した、緑に包まれたスタジアムを目指す計画である。

本計画に至る経緯としては、設計施工会社 3 社による指名型プロポーザルを実施している。プロポーザルでは、環境保全性及び環境負荷低減性などを計画の基本的な考え方の一つとして要求しており、エコ・スタジアムを目指す本計画が総合的な観点から最優秀案として選ばれたものである。

表 3-1 土地利用計画

土地利用区分	現 況		将 来		備 考
	面積(m ²)	比率(%)	面積(m ²)	比率(%)	
建築物等	3,000	3.3	29,700	33.0	
駐車場	20,500	22.8	0	0.0	建物内駐車場除く
広場・通路・車路	20,700	23.0	25,000	27.8	
緑地	35,200	39.1	23,700	26.3	グラウンド含む
運動施設	10,600	11.8	11,600	12.9	
計	90,000	100.0	90,000	100.0	

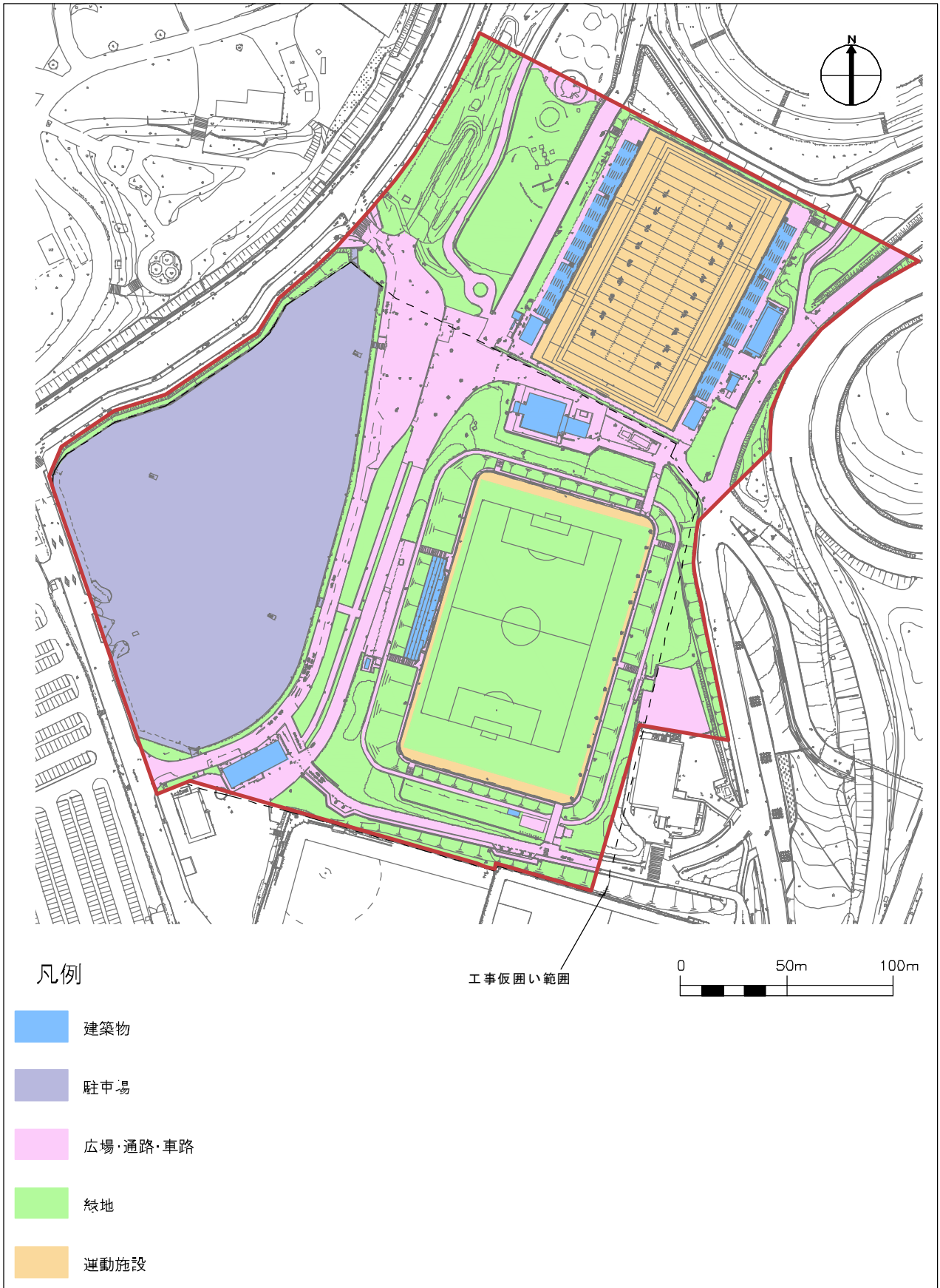


図 3-2 土地利用現況図

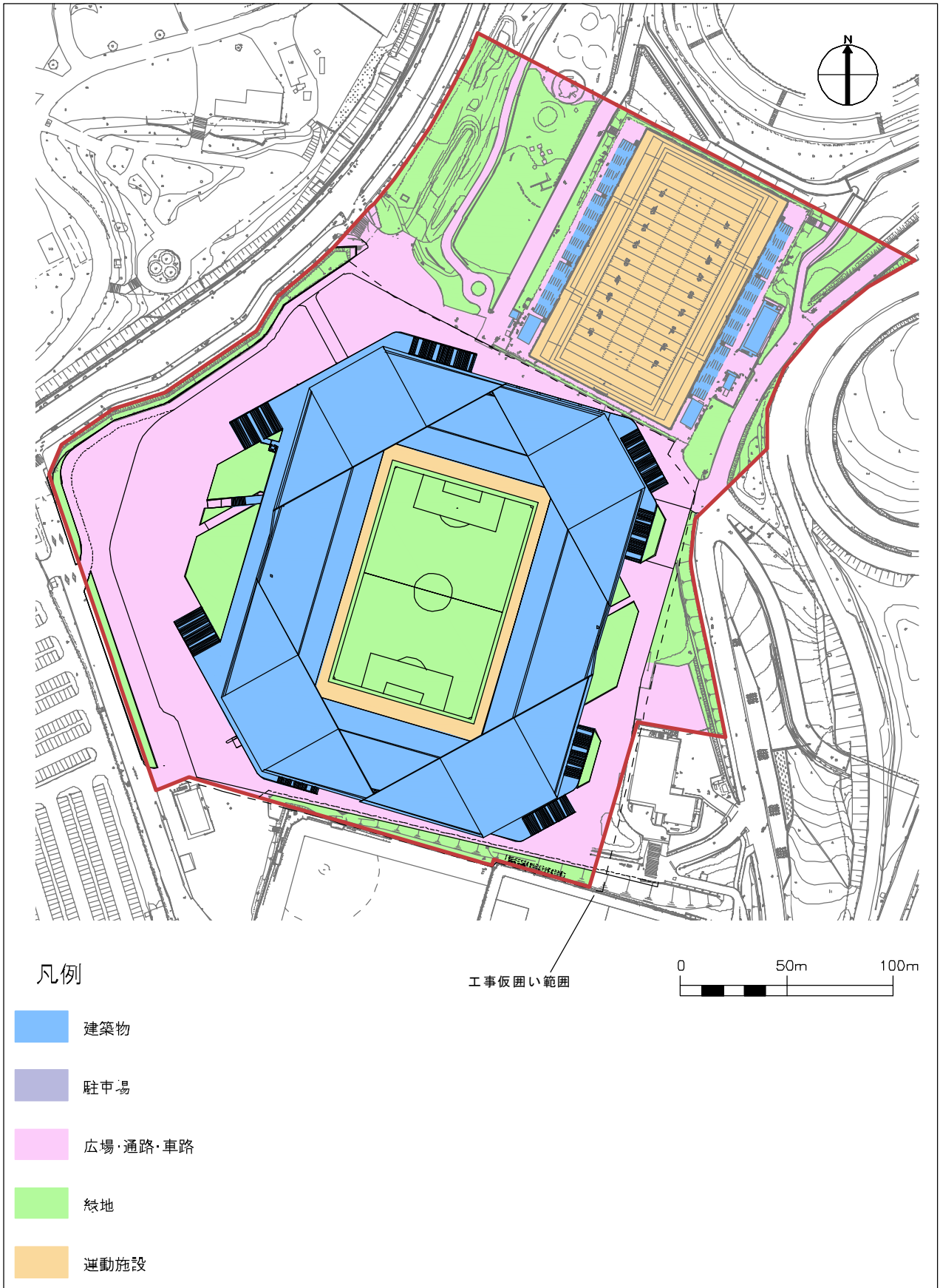
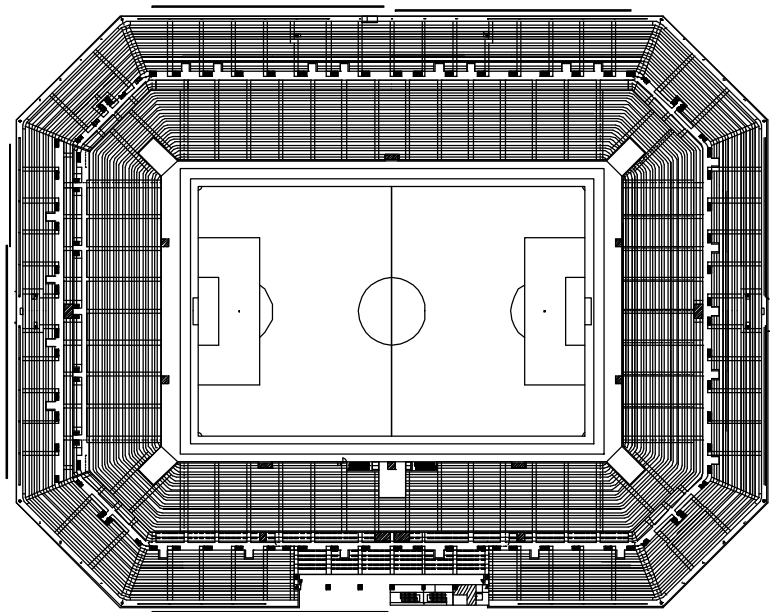


図 3-3 将来土地利用・施設配置計画図

表 3-2 スタジアム概要

建築面積	約 28,000m ² (グラウンド部分除く)
延床面積	約 74,000m ²
建物高さ	地上 6 階 (最高高さ : 約 42m)
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造
主な用途	グラウンド、観客席、飲食店、物販店舗、事務所等
駐車台数	約 200 台

平面図



立面図

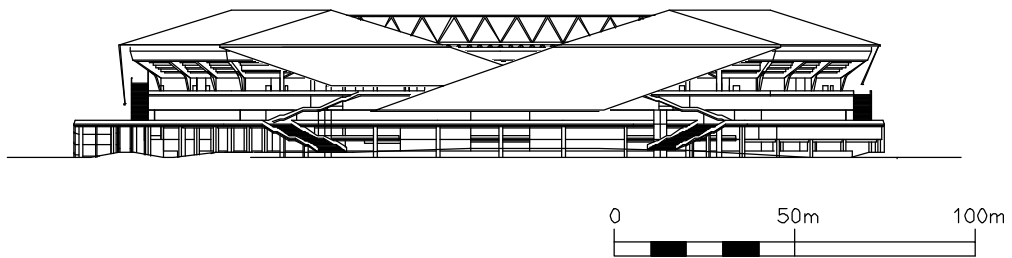


図 3-4 施設計画図

(2) 施設稼働計画

本スタジアムは、ガンバ大阪ホームゲームの開催、天皇杯及び国際試合など、サッカーの試合に使用する予定である。年間の主要な試合開催数は表 3-3 に示すとおりであり、最大で 40 試合程度となる。

このうち、国内リーグ戦については、過去 5 年間（平成 9～13 年）の万博記念競技場（収容人員約 21,000 人）での開催試合の実績では、平均約 17,000 人（収容率約 81%）の観客数であった。

国内カップ戦、海外カップ戦については、それぞれ平均約 8,000 人（同 38%）、11,000 人（同 52%）となっている。ステップアップリーグについては、500 人程度の観客数である。

天皇杯については、主に 2 回戦～4 回戦を開催しており、平均約 4,000 人（同 19%）となっているが、本スタジアムでは、準々決勝以上の試合を毎年開催することを目指している。

また、その他の試合としては、公益財団法人日本サッカー協会が主催する少年サッカー大会や全日本ユースの大会等の各種年代の大会などの開催を目指している。

なお、試合開催日以外は、子供たちの夢づくりと地域スポーツの拠点、また、地域コミュニティ活性化のための拠点として、地域のスポーツイベントやお祭りなどへの貸出を行う計画である。

表 3-3 年間主要試合開催数

区分		開催数	備考
ガンバ大阪 主催試合	国内リーグ戦	17	原則土曜日開催
	国内カップ戦	2	原則水曜日開催
	海外カップ戦	7	原則水曜日開催
	ステップアップリーグ	7	原則土曜日・日曜日開催
その他	天皇杯	5	
	国際試合等	2	日本代表戦等を想定
計		40	

注：1. 現時点で想定される最大の試合数である。

2. カップ戦の開催数については、すべて勝ち抜いた場合の最大数を示す。

3. ステップアップリーグ（サテライト選手を中心とした育成リーグ）の試合開催数については流動的なため、変更になる可能性がある。

4. 試合は原則として、土曜日・日曜日は昼間及び夜間、水曜日は夜間に開催する。なお、夜間については原則 21 時までに終了する。

(3) 排水計画

生活排水、雨水排水とも、すべて公共下水道へ放流する。

(4) 地下水利用計画

大規模な地下水揚水は行わない計画である。

(5) 緑化計画

本事業においては、事業計画地の約 26% (23,700m²) を緑地とする計画である。緑地の配置は、図 3-3 に示すとおりである。

緑化に当たっては、周辺の万博公園の緑地と連携し、豊かな緑地を創出できるよう、周辺の緑地と調和した樹種を選定するなど、植栽樹種に配慮する。

なお、建物配置範囲の既存樹木については、できるだけ移植するよう検討する。また、既存の表土については植栽用として極力再利用する。

(6) 交通計画

本計画では、「エコ・スタジアム」を目指し、来場車両による環境への影響を低減するため、観客の自家用車等による来場を極力減らし、モノレールなどの公共交通機関の利用を促進する計画である。そのため、大阪高速鉄道株式会社やバス会社などの公共交通機関と協議・連携し、観客の来場・退場時間帯における運行本数の増加などの方策を検討していく。また、新たな観客用駐車場の建設は行わない。

なお、万博公園への来場者が多く、周辺の道路が特に混雑する桜祭り等の時期については、ゲームの開催を極力回避し、また開催する場合はナイターとするなどの対策を講じる計画である。

交通計画、観客へのアンケート調査結果及びモノレールの輸送実績等に基づき想定した、試合開催日（観客数 40,500 人来場時）の交通手段別来場者数及び車両台数等の想定は表 3-4 に、来客車両の主要な走行ルートは図 3-5 に示すとおりである。

本計画では、周辺の交通状況を考慮し、自動車（自家用車等）の来場台数を現状以下とする計画である。そのため、観客用の駐車場はすべて予約制とし、来場台数を制限する。観客へのアンケート調査結果から、現在のゲーム開催時には、観客者が 20,000 人の場合、約 2,450 台の自家用車等が来場していると想定される。よって、予約駐車場の台数は最大の場合で 2,000 台とし、万博公園の駐車場において確保する。

また、公共交通機関の利用を促進するため、快適に公共交通機関を利用出来るよう、モノレールの増便、必要なバス台数の確保及び利便性の高いバス路線の設定、公共交通機関利用者への割引・特典の付与等について、公共交通事業者などと協議・検討を行い、実施する計画である。

なお、観客数が多い場合、特に退場時（帰宅時）において、スタジアム周辺での快適・安全な通行を確保するため、交通整理員を配置することはもとより、スタジアムからの退場時間をコントロールし、順次退場するなどの対策についても検討・実施する計画である。

表 3-4 交通手段別来場者数及び車両台数等想定

交通手段	人 数	備 考
自動車（自家用車等）	4,900	自動車台数 2,000 台
モノレール	16,400	
バス（路線バス・臨時バス）	11,900	バス台数 延べ約 200 台
バイク	1,800	
自転車	4,500	
徒歩	1,000	
計	40,500	

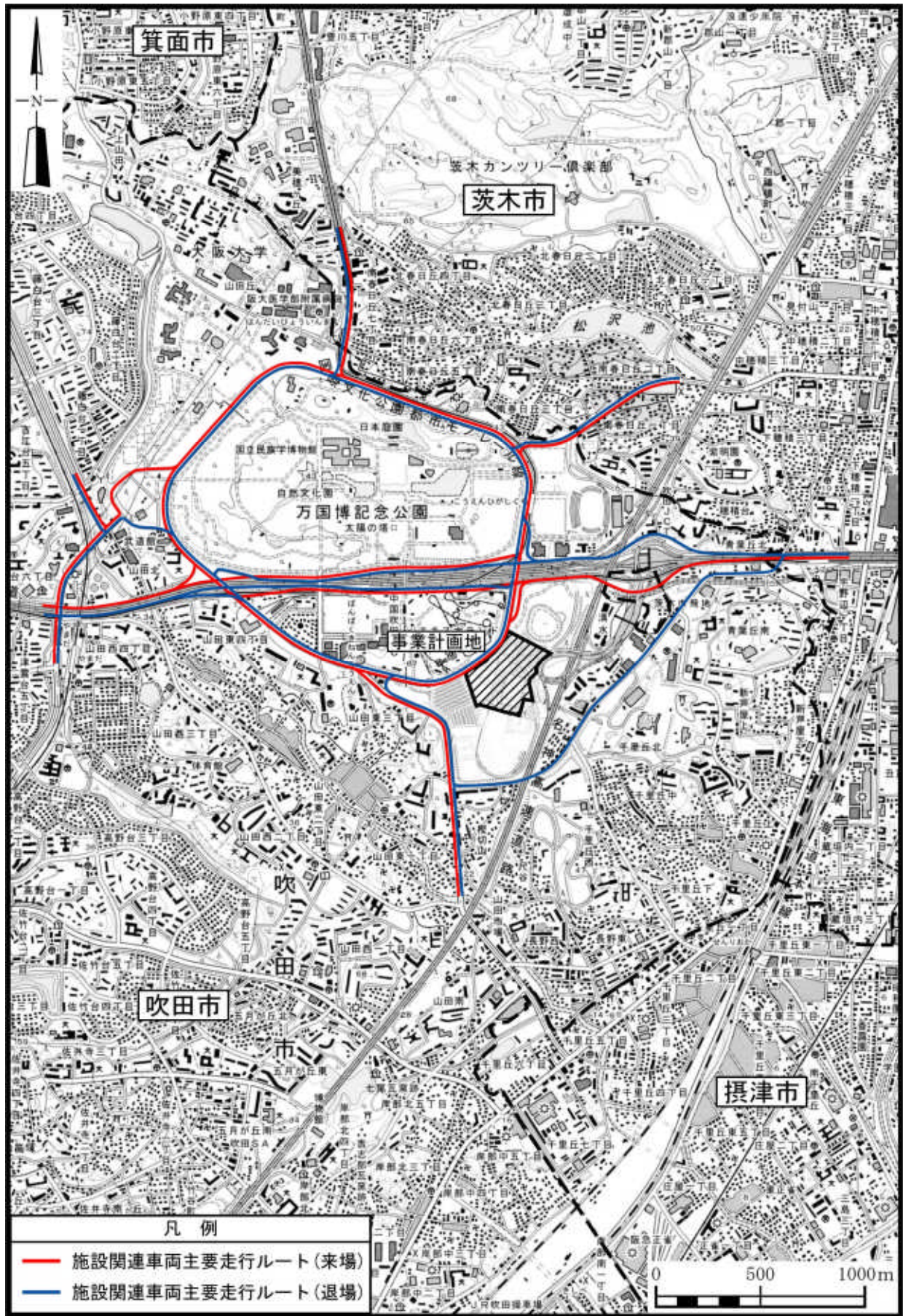
3. 3. 5 工事計画

本事業における工事工程は表 3-5 に、工事用車両の主要な走行ルートは図 3-6 に示すとおりである。

最初に杭工事、基礎工事を行なった後、躯体工事等を行い、その後、グラウンド工事等を行う。全体の工期は約 26 か月を予定している。

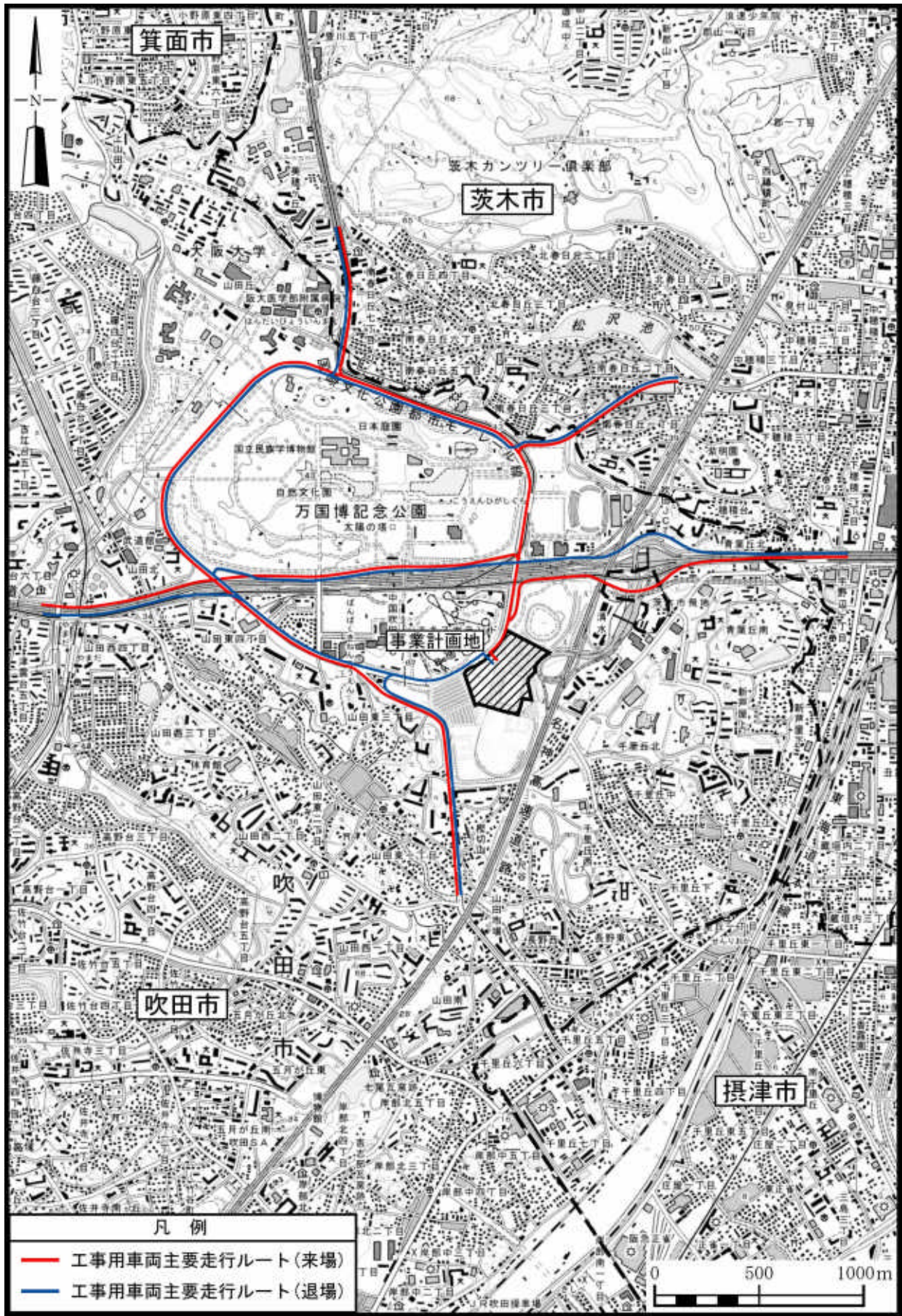
表 3-5 工事工程表

作業	月																											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
準備工事	■	■	■	■																								
杭工事					■	■	■																					
基礎工事						■	■	■	■	■																		
観客席躯体工事									■	■	■	■	■	■	■	■												
鉄骨工事																■	■	■	■	■	■	■						
屋根工事																			■	■	■	■						
仕上工事																							■	■	■	■	■	
グラウンド工事等																										■	■	■



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」(平成20年)を使用したものである。

図 3-5 施設関連車両主要走行ルート



この地図は、国土地理院発行の「2万5千分の1 地形図 吹田」(平成20年)を使用したものである。

図 3-6 工事用車両主要走行ルート

3. 3. 6 環境保全対策

本スタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用、建設時の環境負荷の低減など、様々な取組を行っていく計画である。

現時点で予定している環境保全対策は、以下のとおりである。

(1) 地球環境・ヒートアイランド

① CASBEE Sランクのサッカースタジアムの実現

太陽光・雨水・風といった自然の力を活かし、人々の環境意識を高めるスタジアムを目指す。また、試合等の開催日以外は、太陽光発電により、消費電力を自給する計画とする。そのため、以下のような取組を行う。

- ・高効率・省エネルギー型機器の採用：高効率の空調機器やLED照明器具を採用する。
- ・断熱性能の向上：一部のガラスにLow-e複層ガラスを採用する。
- ・太陽光発電等の採用：屋根部分にソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行う。また、太陽熱を利用した温水器を採用する。
- ・風力発電の採用：外灯の一部に、風力発電を内蔵した照明を採用する。
- ・自然換気の採用：外気の抜けを多くとり、スタジアム内部への自然通風を行う。
- ・雨水の利用：散水及びトイレの洗浄水に雨水を利用する。
- ・以上の取組により、「大阪府建築物環境評価システム」(CASBEE)において、最高ランクであるSランクの達成を目指す。

② ヒートアイランド現象の抑制

緑化や散水等により、ヒートアイランド現象をできるだけ抑制する。そのため、以下のような取組を行う計画である。

- ・樹木による緑化：低・中・高木による立体的な緑地を形成する。
- ・透水性舗装の採用：広場等に、透水性インターロッキングブロック舗装を採用する。
- ・天然芝グラウンドの採用：グラウンドは天然芝とし、適宜散水を行う。

③ 施工時における影響の低減

効率的な工事の実施や、使用する建設機械等の適切な管理等により、施工時の二酸化炭素排出量を極力低減する。そのため、以下のような取組を行う計画である。

- ・低燃費型建設機械の採用：使用する建設機械については、可能な限り低燃費型の機種を採用する。また、持込み時の点検、月例点検、日常点検を行ない、適切に整備する。
- ・低燃費型車両の使用：資機材搬入車両については、協力会社を含め、燃費性能の良い車両を使用するよう指示・指導を行う。
- ・適切な施工管理の実施：建設機械について、工事の効率化、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な施工管理を行う。また、資機材搬入車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事用車両の台数をできる限り削減するとともに、運転者に対して、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な運行を指導・徹底する。

(2) 廃棄物等

① 施設供用時の廃棄物の減量・リサイクル

施設からの廃棄物を抑制するため、以下のような取組を行う計画である。

- ・リサイクルボックスの設置：施設からの廃棄物については、リサイクルボックスの設置等により、廃棄物の減量や分別排出などの周知徹底を行い、再資源化に努める。
- ・飲食店・物販店舗への周知：飲食店・物販店舗についても、廃棄物発生量の抑制の呼びかけを行う。

② 工事中の廃棄物等の減量・リサイクル

工事中の廃棄物・残土を抑制するため、以下のような取組を行う計画である。

- ・発生抑制・減量化・リサイクルの推進：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適正な措置を講じる。
- ・無梱包搬入を推進：資材の搬入に当たって、無梱包搬入を推進する。
- ・環境に配慮した建設資材の選定：再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定する。
- ・残土の抑制：建物基礎レベルを調整するとともに、掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生抑制を図る。

(3) 大気・騒音・振動

① 施設からの騒音等の抑制

施設からの騒音等による影響を抑制するため、以下のような取組を行う計画である。

- ・低騒音型機器の採用：空調設備等について、低騒音・低振動型の設備をできる限り採用するとともに、配置に配慮する。
- ・屋根付きスタジアムの採用：スタジアムは一部屋根付きとする。さらに試合開催時にはスタジアム外壁の窓を閉鎖するなどの対策を講じる。
- ・建物構造への配慮：建物構造に配慮し、外部への振動の影響が小さくなるような計画とする。

② 工事中の排気ガス・騒音等の抑制

効率的な工事の実施や、使用する建設機械等の適切な管理等により、施工時の排気ガス、騒音・振動による影響を極力低減する。そのため、以下のような取組を行う計画である。

- ・低公害型建設機械の採用：使用する建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機種を採用する。また、持込み時の点検、月例点検、日常点検を行ない、適切に整備する。
- ・低公害型車両の使用：資機材搬入車両については、協力会社を含め、燃費・排気ガス性能の良い車両を使用するとともに、大阪府条例に基づく流入車規制を確実に遵守するよう指示・指導を行う。
- ・適切な施工管理の実施：建設機械について、工事の効率化、同時稼働のできる限りの回避、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な施工管理を行う。また、資機材搬入車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関係車両の台数をできる限り削減するとともに、運転者に対し

て、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等の適切な運行を指導・徹底する。

- ・粉じんの飛散防止：工事区域の周囲に仮囲いを設置し、適宜散水を行う。また、掘削工事時には場内の散水やシートで覆うなどの対策を行う。

(4) 水質汚濁・土壌汚染

① 施設からの排水対策

施設からの排水については、すべて公共下水道へ放流する計画である。

② 工事中の排水等の対策

工事の実施による影響を抑制するため、以下のような取組を行う計画である。

- ・濁水流出防止対策：仮囲い足元には巾木を設置し、濁水、土砂流出を防止する。また、工事区域境界が斜面地である場合には、手前に排水溝を設置し、濁水、土砂の流出を防止する。
- ・有害物質等の管理の徹底：揮発性塗料の容器保管、洗浄に対する作業員への教育、指導を徹底する。
- ・適切な工法の選定：工法選定の際に、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、決定する。

(5) 景観

周辺の景観と調和し、またよりよい景観を創出するため、以下のような取組を行う計画である。

- ・周辺景観との調和：万博公園内のスポーツ・レクリエーションエリアの風致に即した緑化やランドスケープデザインによる景観形成を実施する。
- ・緑に包まれたスタジアム：低・中・高木による立体的な緑地を形成し、緑に包まれたスタジアムを演出する。
- ・関係各課との協議の実施：景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するために建築物及びその周辺整備内容について関係各課と協議する。
- ・屋外広告物への配慮：屋外広告物を掲出する場合は、関係各課と協議し、計画する。

(6) 文化財

事業計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、建設工事中に、事業計画地において埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき手続きを行い、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財の保護に努める。

4. 当該事業における環境に対する取組方針

本スタジアムについては、多様な方法で環境に配慮する「エコ・スタジアム」を目指し、自然エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用など、様々な取組を行っていく計画である。

なお、本スタジアムについては、完成後は吹田市にこれを寄付し、吹田市がスタジアムを受納した後は公の施設として活用されることとなる。また、ガンバ大阪が所定の手続きを経て指定管理者に指定され、管理運営を行うこととなっている。事業者は、本スタジアム完成後は、これらの取組内容を、吹田市及びガンバ大阪に確実に引き継ぐものとする。

5. 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

「（仮称）吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価書案」について、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年 吹田市条例第7号）第23条第1項の規定による「評価書案についての質問書」が1通提出されている。

評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答は、表5-1に示すとおりである。

表5-1 評価書案に対する質問書及びこれに対する事業者の回答

評価書案に対する質問書の概要	左の質問書に対する事業者の回答
稼働計画に収支予想がない。赤字運営への吹田市の財政負担は心配ないか。	平成23年12月議会において、スタジアムの管理運営は所定の手続きを経てガンバ大阪が指定管理者として行うことが議会で承認されています。あわせて、運営費についても指定管理者が負担することを条件として定めています。
環境取組内容（工事中）について、工事説明・苦情対応(6-5)には近隣説明会と連絡先掲示しかない。地域住民と寄付参加者に情報公開の場として工事見学会を開催できないか。	工事見学会等を安全が確保できる範囲で実施する方向で検討します。
環境取組内容（施設・設備等）について、分煙施設の記載が無く、寄付後は公共施設になるので完全禁煙と理解している。事業者の認識はどうか。また、施設周辺の受動喫煙対策をどう考えているか。	スタジアムは完成後に吹田市の公共施設となるため、場内全面禁煙とします。周辺の広場等については万博記念機構の管理となる予定ですので、対応等については協議してまいります。
環境取組内容（施設・設備等）について、国際試合開催を想定しているが、施設内外の案内表示はどうか。日本語・英語・中国語・韓国語・アラビア語以外に対応するか。	施設内外の案内表示については、まだ決定しておりません。今後検討を進めてまいります。
環境取組内容（施設・設備等）について、非常用電源の記載が無いが、被災時（電気の断線）の想定（対策）はどうか。	停電時、約1200kwの容量を3時間は稼働させる発電機容量を見込んでおります。（試合時の停電でも、続行可能な容量）

6. 評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

「（仮称）吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価書案」について、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成 10 年 吹田市条例第 7 号）第 13 条第 1 項に基づき、平成 24 年 11 月 25 日に関係地域の住民に評価書案の内容を周知し、その内容について事業者と関係地域住民とが環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を交換するための意見交換会（以下「評価書案意見交換会」という。）を開催した。

「評価書案意見交換会」の場において述べられた関係地域の住民による環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見概要と、これに対する事業者の見解は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1(1) 環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見概要及びこれに対する事業者の見解

意見概要	左の意見に対する事業者の見解
事業計画	
風力発電の設置計画については、超低周波音が出るのでやめてもらいたい。	風力発電については小さい規模のものを想定しております。それで建物のメインのエネルギーを確保するというのではなくて、広場部分に設置を予定している外灯用の電気を得るための、風力と太陽光が両方併設されているような製品の採用を予定しております。ご心配いただいているような問題は生じないと考えております。
危機管理の件で言うと、吹田の防災も含めた諸々の一大拠点になると思うので、具体的な案というのを作成してほしい。	どのように防災拠点としての機能を定めるかというのは今から吹田市と調整して参ります。基本的には機能としては十分にあります。スタジアムの 1 階には飲食を保管するような保管場所が用意できますし、シャワーとトイレもございますので、一時的に、有事のときは皆さんがここに数千人の方が避難する、あるいは数百人の方が何十日か寝泊まりができるといったような機能が十分発揮できると思います。
土地利用・施設配置計画図（図 3-3 参照）を拝見すると、この中のピンク色に塗ったところは広場・通路・車路と書いてあります。ということは、ここには車が入り出す可能性があります。例えばタクシーや家用車の送り迎えの車が入る可能性があるのかなと思うわけです。そこに車がどこから入るのかというのはこの図面では全くわからない。その車が客をおろして出ていったらどっちへ行くのかということについてはまだ検討されていないように思います。	現在のところ、基本的には赤で囲ったところが敷地ということになりますが、この中へ通常の観客車両やタクシーは、現時点では入らない予定ですが、今後いろいろ調整もありますので、入るという可能性はゼロではない。それは今後決めていきたいと思います。今の時点では敷地の外側の外周沿い、あるいは、敷地の西側に駐車場がありますから、そこへ一般の方は入れていただく。関係者用の、例えば資機材運搬であるとか、放送のための車であるとか、そういうのは一部、中へ入るというような計画になっております。その辺りの外構計画というのはまだ変わる可能性もありますので、現時点では 1 色で広場・通路という形で示していると考えていただければと思います。

表 6-1(2) 環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見概要及びこれに対する事業者の見解

意見概要	左の意見に対する事業者の見解
環境要素並びに調査、予測及び評価の方法（複合影響について）	
<p>エキスポ跡地開発事業との複合影響について、どのように考えているのか。今回の意見交換会が終了すれば、スタジアム事業はそのまま進んで、後はエキスポ跡地開発事業に任せてしまうのか。このアセスの内容で複合影響がでてきた場合にどこで我々と意見調整していただけるのか。</p>	<p>現時点では、評価書案に記載の内容となりますが、評価書案は審査会で数ヶ月間審査いただきますので意見交換会が終了するとこの案で事業が進むと言うわけではありません。また、審査期間中にエキスポ跡地開発事業の交通計画データが示されましたら、複合影響について審査会で議論されていくこととなります。ただ、審査期間中に示されない場合は、「単独であれば、事業を進めても大丈夫」ということをご確認いただき事業を進めざるをえません。その後につきましては、エキスポ跡地開発事業の結果がどのようにでてくるかによって、状況に応じて判断させていただきます。</p>
<p>新聞などをみるとスタジアムは 15 年の開幕戦までに、と載っていた。工期が 26 ヶ月ということは、年明け早々から工事開始のスケジュールになると思われる。そうなると、エキスポ跡地開発事業との調整は全くなしに事業が進められるのではないかと不安である。 また、我々の意見も反映していただけるのか。</p>	<p>いつまでにスタジアムを建設するかということにつきましては、事業者として目標はありますが、環境影響評価の手续としては、今後、評価書案の内容が審査されます。審査が済まないといふ事に着手できませんので、十分審査していただきご意見をいただいてから工事に着手するという形になります。ですから、年明けに着手するというのはスケジュール的には難しいという状況になっております。 また、今日の意見交換会でのご意見であるとか、今後提出していただく意見書でのご意見を踏まえて、吹田市での環境影響評価の審査会で、その内容も含めて審査されるということになります。</p>
騒音	
<p>騒音の予測結果について、説明のあった予測値は夜間と昼間の平均値で、試合中の騒音の予測結果は 90%レンジのLA5 でそれぞれ示されてほとんど影響がないと予測されていますが、実際に聞こえてくる試合中のワースという歓声がどのくらいなのか非常に大事だと思います。周辺には高速道路もあって、現況騒音レベルと比べてあがらないという結果ができるのはそれはそれでいいが、実際マックスでどのくらいの騒音があるのかを示していただきたい。</p>	<p>騒音には環境基準や工場などの敷地境界での規制基準というのがあります。通常、工場などの規制基準としては、変動する騒音をどう評価するかという場合にLA5（90%レンジ上端値）と規制値を比較しなさいということになっているので、この値を示して説明させていただきます。 環境基準との比較は昼間の平均値というのがありますが、一般的に、普通の騒音でもどうしても変動しますので、環境基準と比べる値は、そういう値の平均値と比べるという方法が決まっておりますので、平均値で比較しています。ご意見のように、例えばマックスの値を環境基準値と比較することについては、環境基準の値と一時のごく短い音を比べるというのはなかなか難しいところがあると考えております。</p>

表 6-1 (3) 環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見概要及びこれに対する事業者の見解

意見概要	左の意見に対する事業者の見解
交通	
<p>来場車両を 2,000 台に抑える計画にしているが、他の類似施設ではほとんどが 1,000 台以下になっている。このスタジアムでも、台数削減を更に検討されてはどうか。</p>	<p>現在、2,400 台ぐらいの来場車両に対して、現状以下を目指して最大 2,000 台の計画をたっています。この計画で、おそらく現状と同じか、現状以下の交通混雑になる計画です。これを更に減らすことが可能かは、公共交通機関、モノレール、バスの輸送能力も含め複合的に検討していきたいと考えています。</p>
<p>駐車台数の制限についてですが、この 2,000 台というのはガンバさん専用の駐車場にされるのですか。それとも、一般と混同して 2,000 台ということになるのでしょうか。</p>	<p>南の駐車場は今、規模的には 1,300 です。ここに車 1,000 台と、あとバイクも含めて南駐車場は、試合日は、ガンバ専用で万博機構からお借りする。残りの駐車場、東も中央も 1,000 台近くありますが、そのうちの 500 台を専用でその日はお借りするという事で運営したいと考えております。</p>
<p>関連車両の走行ルートを見ると、樫切山から名神に向かう道路は、車両走行の退場ルートにしかありません。来場に関しては規制するという事なのか、そうじゃないのか。吹田市として将来的にあれを一方通行にするつもりなのか。もし退場ルートだけなのであれば、退場ルートも規制をかけていただいて、来場も退場もなしにしていきたいと思えます。推測で、来場車両は少ないだろう、ということでルートとして選定してないのであれば、現状から考えて、来場の赤も入れておくべきじゃないかと思えます。</p>	<p>ルートを設定する場合、広い範囲からの来場者があるので、地元の交通に不案内な方が多いと考えて、わかりやすいルートを想定しました。調査・予測上は、1 つのルートに車を集めたほうが影響はそのルートに集中して大きくなるので、その辺りも踏まえて、メインルートに車を配置しています。ご指摘のルートは、来場時には、駐車場と外周道路の位置から考えて、ルート選定する来場者はほとんどなく、退場時にはルート選定される可能性があると考えています。今後、ご意見をふまえ、来場ルートについては検討していきます。</p> <p>車両の規制につきましては、スタジアムに入る車だけを規制してとめるということは事実上できません。今回はこのようなルート想定をしましたが、今後は、必要であれば、なるべく通らないようにという呼びかけをしていくとか、そういうことは可能であると思えます。ただ、呼びかけというのは、そこにルートがあるというのがわかってしまうというような逆の効果もあるので、その辺はまた慎重にする必要があります。</p>

表 6-1(4) 環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見概要及びこれに対する事業者の見解

意見概要	左の意見に対する事業者の見解
<p>交通の件ですが、この万博の位置が、高速道路からすぐ入れるので、たくさんの車両が来ると思います。初めての人が来て、もうここしか通れないということで、さっと来て、車が通っているときはまだ救われるのですが、駐車場に入るために渋滞して、それが1車線しかあかなくなってしまうということで、例えば高架も考えているのか、それともシャトルの無料をするとか、具体的にここまで想定外も含めた計画をしていますよというものがないと、1,000台だ、2,000台だなんて言っても、どこまで周知徹底ができるのかというのが不明かなと。その辺を回答いただきたい。</p>	<p>来場者の車両については、普通のチケットの販売と同じように、駐車場の予約チケットを事前販売し、予定数に達したら終了ということで運営してまいりたいと思っています。公共交通機関につきましては、モノレールについては、試合開催時に通常10分間隔のものを5分間隔に増便していただくよう調整しております。また、バスについても、バス事業者と協議し、必要な増便を行い、周辺主要駅とのシャトルバスを運行します。これらの駐車場及びアクセスにつきましては、HP、来場者へのパンフレット等も利用し、周知するようにいたします。</p>
<p>交通のシミュレーションは、まずあれはだめです。私は外周をたまに走りますが、まず、源気温泉万博おゆばから檜切山の出口まで30分かかることがたびたびです。</p>	<p>シミュレーションについてですが、ご意見のように、混んでいる日、すいている日、多少あると思うのですが、今回、説明のときには特に北側の交差点の状況まで見せませんでした。それも含めて全周としてシミュレーションはしております。非常に混雑する日というのは確かに存在しますが、今回調査したのは、基本的にはある程度平均的な土曜日と平日という形で調査してシミュレーションしておりますので、それ以外の日にゲームをどれだけ開催するかということは、できる限りそういう混んでいる日にはゲームを開催しない、あるいは時間をナイターにすることで、その重なりを極力回避していきたいという考えでああいうシミュレーションをやっているということで、一定のご理解をいただきたいと考えています。</p>
<p>駐車場予約について、2,000台の前売りチケットを販売して、それで制限するということがありますが、ルールを守らない人や、事情のわからない人が車で来た場合、周辺地域の細い道に入ってきたり、違法駐車をされるのではないかと、心配です。住宅地区の方に入っていく車を何とか整理いただけるような、何かそういう駐車違反對策と、あるいは地域の狭い道路に入っていないかのような対応策をご検討されているのであれば、教えてください。</p>	<p>駐車場予約者以外が車両で来場しないよう、事業者、交通事業者などと協力して観戦者にマナー向上を呼びかけを行うとともに、公共交通機関の利便性を高めるよう努力いたします。また、観戦者による違法駐車等が大きな問題になるようでしたら、各関係機関と協議し、強制的な対策も検討してまいります。</p>

表 6-1 (5) 環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見概要及びこれに対する事業者の見解

意見概要	左の意見に対する事業者の見解
<p>2,000 人の方々に券を売って入っていただくことになるんですけども、その前に予定されたところが満杯だったら、あぶれた、券を買った方々はどうされるんでしょうか。そうすると、我々の民家のほうにあふれてきて不法駐車が増えたりするんじゃないかなと危惧いたしますので、その辺はきちっと詰めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>	<p>来場者の車両については、普通のチケットの販売と同じように、駐車場の予約チケットを事前販売し、予定数に達したら終了ということで運営してまいりたいと思っております。2,000 台までの制限で、完売すると予約上は駐車場は満車ということになりますので、このような形で処理したいと考えています。初めて来場される方、遠方から来場の方ほど、事前にインターネットなどを通じて情報収集をされる傾向が強いことから、HPでの告知を中心に徹底していきます。なお、駐車場を予約された方以外がたくさん車で来場されるようなことになった場合は、駐車場予約者以外が車両で来場しないよう、事業者、交通事業者などと協力して観戦者にマナー向上を呼びかけを行いたいと考えています。また、車での来場を抑制するために、公共交通機関をいかに便利にしていくかという対策も合わせて実施していきます。</p>
<p>外周道路でサイクリングをしたり、ジョギングをしたり、歩いたりする人のことは一切述べておられない。現に、今までガンバの試合が開催されたときに、駅に向かう歩道ですとか、自転車道等は一方通行で、反対側からは通れないですよ。そういう策もやっぱりいろんなことを考えていただきたい。あくまでも事業主体ばかり考えておられるからあかんのと違いますか。もう少し大きな目で見たいと思います。</p>	<p>今歩いていらっしゃる方、歩道、あるいはサイクリングされている方につきましては、ゲームのときに一度にたくさんの方が歩かれるという支障が出るということが、現状でもあるのではと思います。この辺につきましてもいろいろご意見を踏まえて、事業者のほうで対策していくことを検討していこうと考えています。</p>
<p>歩行者に対する予測が行われていない。2 万人、4 万人の歩行者が想定されるため、歩車分離を考えて歩道橋の設置を検討されたい。</p>	<p>歩行者についても予測評価を行っております。本日の意見交換会では時間も限られていることから説明しませんでした。評価書案には記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。車両を抑制することからも、たくさんの方に歩いていただく必要があります。それについては、適切に時間差で退場していただくということと、ルートとして、北側については、公園の中を歩いていただいて、調和橋の歩道橋を歩くルートと、もう 1 つ、南側は南駐車場のわきから抜けて万博の南側の歩道橋のところを通っていただく。この 2 ルートを考えております。この 2 ルートに、4 万人のときはかなりの人数になりますので、交通整理員などで交通整理を行えば、通っていただくことは可能であるという数値計算結果がでしております。</p>

表 6-1 (6) 環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見概要及びこれに対する事業者の見解

意見概要	左の意見に対する事業者の見解
<p>交通量の調査で、樫切山と万博の間にもう 1 つ信号があります。あそこも交通量調査をしていただきたい。あそこで結構とまって、万博から樫切山へ抜けていくのが結構渋滞しています。さっきのシミュレーションでは結構流れていましたけれども、できれば、そこも交通量調査はしていただきたい。お願いします。</p>	<p>申し訳ありませんが、一応調査は済んでしまったので、これから調査というのはなかなか難しいので、スタジアム完成後、あまりにも影響が大きようであればまた調査は検討させていただきます。</p>
<p>その他</p>	
<p>私は、今日初めてこの要約書というものを拝見したのですが、これだけ拝見して大体わかるということになると一番良いのですが、どうも、そうでもないわけです。こうやって会を開いて市民にご説明いただくのは非常にありがたいのだけれども、実際にはこれだけしか見ない人間でも理解できるようなご配慮がいただけなかったのかという、その辺は非常に残念であります。</p>	<p>この要約書の記載ですけれども、誠に申し訳ありません。なるべくわかりやすくと考えてつくったわけですが、そのとおりになっていないということで、これはご意見として真摯に受けとめさせていただきます。</p>
<p>今後、寄附が進まないということになった場合は 3 万の規模で進められるのかどうか。それと、4 万の規模で計画されているものを 3 万に落としますと、いろいろな予測値が変わってくると思うが、その場合も当初の予定どおり、完成した後、その施設を市に寄附されて、市は逆に管理委託という形でガンバさんをお願いされるということになるのか、その辺のところをはっきりお聞かせ願いたいと思います。</p>	<p>この環境アセスメントに関しては、すべての数値は 4 万人収容規模で予測を行い、書類を提出しております。スタジアム建設費用につきましては、関係者一同全力を挙げ募金活動を行い、最低 4 万人収容の規模までは達成します。また、それ以上に募金活動を続けて、最終的にはスタジアムとしてより高機能なものにしていくことを目標としております。</p>

また、参考として、「評価書案意見交換会」の場において行政に対して述べられた環境影響評価制度に関する質問等とこれに対する行政の回答は、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-2(1) 環境影響評価制度に関する質問等及びこれに対する行政の回答

質問等	左の質問等に対する行政の回答
<p>条例</p>	
<p>条例とかいろんな規則というのがあって、それで世の中が回っているのはわかりますが、それは普通は最低基準ですよ。ですから、例えば騒音の問題にしろ、あるいは大気汚染の問題にしろ、その基準値を数字上クリアしていればそれでよろしいということは、必要な条件だけれども、十分な条件じゃないと思います。要は、人間がいてのルールですから、それが実際に運用された場合にどんな問題ができるかというのは、ルールの少し外れたというか、範囲を広げたところまで配慮していただかないと、個別に一つ一つの基準をクリアしたからそれでいいというのは、勘弁してもらいたいですね。もう少しいろんな影響を考えていただいたほうがいいかなと思います。</p>	<p>条例の性質に関してご質問いただきました。確かに騒音規制法であるとか、騒音や振動、それから大気汚染、排出基準、こういうものは法や条例で必要条件を決めています。そこさえクリアすれば、それ以下ならぎりぎりでも幾ら出してもいいのかと。そういう十分条件ではないです。それはご指摘のとおりです。それをカバーするためにこういう環境影響評価があるとご理解いただければいいと思います。</p> <p>この環境影響評価条例を吹田市独自で持っておりますが、基礎自治体というのは政令指定都市と都道府県以外のところですが、基礎自治体で持っている例は非常に珍しくて、例えばこの十分条件の中に何があるかといいますと、この意見交換会がまさにそうなります。この条例がなければ、事業者は吹田市の開発部局、規制部局とやりとりをして淡々と事業に着工できます。その際に、開発の条例はあるので、ご意見はいただけますが、こういう対面で意見交換をする場面というのはいない。もう 1 つは、環境影響審査会で、専門家がこの分厚い図書を、それでほんとうに正しいのかどうかご審査いただくという場も実はありません。必要条件を満たした上で、こうしてご意見をお聞きしながら、より十分なものにするということでこういう環境影響評価条例を運用しておりますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>条例に関しましては、私は、例えば特に騒音の場合は、何で騒音の規制をするのかといったら、要するに不快感を減らそうということだと思います。人間に対する負担をどうするか検討する場合には、不快感をもつような騒音について、ルールに書いていなくても配慮する必要があると思います。例えば、大きな音がずっと継続して出ているような機械工場の中にいる人というのは、それだけで頭が痛くなるということはないわけです。ところが、比較的静かなときに間欠的、しかも不規則的に出てくる大きな音というのは非常に不快感、負担感が強いですね。そういうことに関しては、この施設ができてどんな影響が出るかということを考える場合に、これは市だけではなくて、審査会の役割かもしれませんが、その配慮は必要だと私は思います。</p>	<p>確かに、数字だけではとても押さえられない、それと、始まってみないとわからないことがあります。この環境まちづくり影響条例の趣旨として、基準や条例以外にも周辺への配慮を求めており、地域住民の方々や審査会において、様々なご意見をいただき、事業者がそれに答えることが求められますので、大いにその辺は、周辺にお住まいの方の生のご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>

表 6-2(2) 環境影響評価制度に関する質問等及びこれに対する行政の回答

質問等	左の質問等に対する行政の回答
環境要素並びに調査、予測及び評価の方法（複合影響について）	
<p>エキスポ跡地開発事業との複合影響について、どのように考えているのか。今回の意見交換会が終了すれば、スタジアム事業はそのまま進んで、後はエキスポ跡地開発事業に任せてしまうのか。このアセスの内容で複合影響がでてきた場合にどこで我々と意見調整していただけるのか。</p>	<p>複合的な環境影響については、吹田市の技術指針で複合的な環境影響を予測・評価することを定めております。ただし、今回の事例につきましては、エキスポ跡地開発事業が提案書手続の段階でありまして、事業計画がまだはっきりしていない、予測・評価の結果が出ていないため、現段階での両事業による複合的な環境影響の予測・評価を実施できない状況であります。そのため、今後、両事業の手続の進捗状況に応じまして、複合的な環境影響の予測・評価が実施できる状況になった場合に、先ほど事業者の説明がありましたように、市としては適切に実施していくよう、事業者に求めてまいりたいと思っております。</p>
<p>評価書案の審査期間中にエキスポ跡地開発事業のデータがでてくれば、複合影響を考慮し、両方で交通計画を練っていくが、それ以降はエキスポ跡地開発事業に任せる、という理解で良いのか。</p>	<p>複合影響を考える場合、両事業が同時に計画を立てて並行して進んでいく場合は、両者にしっかりと意見交換、情報交換していただきながら、それぞれの事業規模に応じた内容で、並行してやっていただく、これが一番理想的だと思います。スタジアム建設事業は、単独で交通問題に関してしっかりと対策ができるという計画を出していく。後から追いかけてこられるエキスポ跡地開発事業はそれに合わせてくることになってきます。このようにエキスポ跡地開発事業側がはっきりしていないときに、それをもってこのスタジアムの建設事業の手続をとめる、それがはっきりするまでやめなさいということは、この条例手続上できません。今、エキスポ跡地開発事業が交通計画を出せない状況では、スタジアム建設事業は単独で成立するような交通計画を出し、審査会での指摘があれば更に計画を練っていくこととなります。この審査の途中にエキスポ跡地開発事業の交通計画が出てきたら、両方で検討することとなります。</p>
騒音	
<p>騒音の最大の数値は、吹田市の目標値を超えらると思うが、市の目標値を市の施設がクリアできていないことに対してどう考えるのか。</p>	<p>吹田市の目標値は環境基準とほとんど同じ意味合いです。市が寄附を受ける施設は、一事業所ということになりますので、環境基準ではなくて排出基準という考え方で、工場・事業所から出る基準ということになり、それはそれぞれ用途地域や時間帯によって違っています。LA5については事業者さんが説明されたとおりです。ご意見にありましたワープという、一瞬に出る音は、騒音規制法や大阪府の条例で、事業所を規制する、こういう変動のある一定しないような音についてはLA5 で評価するということとなりますので、これはこの評価方法で規制・取り締まりしていくということになります。</p>

表 6-2(3) 環境影響評価制度に関する質問等及びこれに対する行政の回答

質問等	左の質問等に対する行政の回答
<p>LA5 で規制するということになると、今の予測値ではクリアできているのか。吹田市は、いわゆる境界線上でその数字はクリアできているという判断をしているのか。もしクリアできていなかったら、どうするのか。</p>	<p>今、事業者からシミュレーションということでデータを出していただいているような状況で、この後、専門の先生方にそのデータを見ていただいて、それが基準値に合致しているかどうか判断していきたいと考えております。</p>
交通安全	
<p>歩行者ルート上の歩道橋設置について、エキスポ跡地開発事業の提案書意見交換会において意見を述べた。それなりの費用、建設費がかかると思われるので、2つの関連事業で折半して、その辺りの交通整理を市にやっていただきたいと意見を述べ、前向きに検討しますと返答いただいたが、その後どうなっているのか。</p>	<p>歩道橋の建設というご意見が出たのですが、現時点ではエキスポ跡地開発事業の施設の内容もわからないというところもありますので、スタジアム建設事業では2方向に分けてということですが、今後、エキスポ跡地開発事業の事業計画が具体的に出てきた中で、歩行者に対するどういう安全確保ができるかといったところは検討していただきたいと思っております。</p>

7. 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

「（仮称）吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価書案」について、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年 吹田市条例第7号）第14条第1項の規定に基づき評価書案提出の告示の日の翌日から起算して45日以内に、評価書案について環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を有する者からの「評価書案意見書」が11通提出されている。

評価書案意見書の概要とこれに対する事業者の見解は、表7-1に示すとおりである。

表7-1(1) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
事業計画	
<p>スポーツゾーンのジョギングコース、散策路コースを再整備してもらいたい。</p>	<p>本事業で改変するスタジアムの周囲については、スタジアム完成後は、通行可能な広場等として整備します。なお、その周辺については、本事業で整備することはできません。ご意見につきましては、土地所有者である万博記念機構などの関係機関に申し伝えます。</p>
<p>育児施設（託児所）の誘致について、交通の便や自然環境に優れた立地なので、育児施設（託児所）が欲しい。子供を集めることで、平日・休日問わず賑わいが生まれる。公立であることが望ましいが、24時間対応できる事業者により運営を希望する。</p>	<p>テナントについては、公共施設となるため所有者である吹田市と指定管理者となるガンバ大阪で協議の上、決定していきたいと思います。</p>
<p>未成年者の受動喫煙対策について、寄付後は吹田市施設になるため、施設内は完全禁煙を求める。施設周辺での受動喫煙対策として、罰則（過料徴収）付の路上喫煙防止条例が必要かつ有効と考える。豊中市の「路上喫煙の防止に関する条例」を参考にして、未成年者の保護と市民の健康に有効な施策を検討してもらいたい。</p>	<p>スタジアムは完成後に吹田市の公共施設となるため、場内全面禁煙とします。周辺の広場等については万博記念機構の管理となる予定ですので、対応等については協議していきます。</p>
<p>かつて万博公園に全国から大勢の観客が訪れた時に、外周道路のレーンやコンクリートが相当の被害を被ったことがあります。サッカーの試合終了時や商業施設における24時間営業の映画館の建設など、この地で生活を営んでいる居住者にとってこの上ない不安感に苛まれております。現在、吹田警察に青色パトロールや地元自治会による防犯パトロールなどを実施しておりますが、特に深夜帯における防犯対策に大きな危機感をもっています。安心・安全な生活を維持できるよう強力な治安対策を講じていただきたい。</p>	<p>本スタジアムでのサッカーについては、ナイターの開催であっても21時には終了する予定です。ナイター終了後の観客退場時には周辺に適宜交通整理員等を配置します。なお、現在、公園周辺は夜間は街頭照明も少なく、薄暗い状態ですが、スタジアムが設置されることにより、街頭も整備され、安全面はより向上するものと考えています。</p>

表 7-1(2) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
環境要素並びに調査、予測及び評価の方法（複合影響について）	
<p>（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発事業との複合的な環境影響について、何ら考慮されていない。（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発事業は、環境影響提案書の交通計画を審査中で、三井不動産開発からの交通計画が出てこないため審査会が止まっている。両事業者で交通計画を詰めないと、全体の交通混雑状況がわからない。特に、両者のスタジアム周辺の万博外周道路には、（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発事業で15,000台、（仮称）吹田市立スタジアム建設事業1,000台とバス120台が集中する。住民としては大変不安である。</p>	<p>（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発事業との複合的な環境影響につきましては、現時点では、評価書案の予測評価に必要なデータがなく考慮できないため、複合影響としてエキスポ跡地の事業は入っていません。今後、評価書案の審査会での審査期間中にエキスポ跡地事業の交通計画が明らかになれば、審査会において複合影響について審査されるものと考えています。</p>
<p>三井も含めた影響を把握しないと何の意味もない。先日の説明会では、三井の書類が出てないから、三井の計画がわからないという話だったが、書類が出てなくても直接三井に確認すればいいではないか。三井は何もやっていないということか。</p>	<p>三井不動産とは、適宜協議を行っておりますが、エキスポ跡地事業は現在提案書の審査意見を受け、計画の策定中であり、複合影響を予測するためのデータがそろっておりません。</p>
<p>交通渋滞の対策は、エキスポランド跡地複合開発事業の車も含めて検討する必要がある。意図的にスタジアムのみの交通量で予測を行っているのではないか。</p>	<p>本事業の評価書案の審査会での審査期間中に、エキスポ跡地事業の交通計画が明らかになれば、審査会における審査結果を踏まえ、必要に応じた対策の検討結果を記載した評価書を作成いたします。なお、本事業のアセス手続き終了後に、エキスポ跡地事業の評価書案が提出される場合には、エキスポ跡地事業のアセス手続きの中で、複合影響についても説明され、審査されるものと考えています。</p>
<p>（仮称）吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価書案の手中であれば見直しができるのか。できないのか。</p>	<p>本事業の評価書案の審査会での審査期間中に、エキスポ跡地事業の交通計画が明らかになれば、審査会における審査結果を踏まえ、必要に応じて対策を検討して参ります。</p>
<p>現在、スタジアム建設に関する環境評価のみが先行して実施されているが、エキスポランド跡地複合施設開発事業からの計画が未定のままで複合的な環境影響評価が明確になっていない。それぞれの事業予定地は差し向かいの位置関係にあり、住環境その他、将来にわたって、当地域は二つの事業の複合的な影響下に晒されることとなり、両事業を分離して考えることが出来るわけもなく、それぞれの事業者が独自に進行していくことは、決して容認できない。両事業者並びに行政は、密接・真摯な連携のもと、地域への複合的な影響を勘案し、将来にわたって良好な住環境を損なうことのない計画案を示し、地域住民の理解と承認を確認しつつ事業を進めていただきたい。</p>	<p>本事業の評価書案の審査会での審査期間中に、エキスポ跡地事業の事業計画及び環境影響が明らかになれば、審査会における審査結果を踏まえ、必要に応じた対策の検討結果を記載した評価書を作成いたします。また、本事業のアセス手続き終了後に、エキスポ跡地事業の評価書案が提出される場合には、エキスポ跡地事業のアセス手続きの中で、複合影響についても説明され、審査されるものと考えています。なお、本事業のアセス手続き終了後も、全体としてよりよい事業となるよう、できる限り協力してまいります。</p>

表 7-1(3) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業環境影響評価書案(特に交通計画)が出されるときには、(仮称)吹田市立スタジアム建設事業環境影響評価書案を見直して、両事業者による意見交換会を開催してもらいたい。</p>	<p>本事業の評価書案の審査会での審査期間中に、エキスポ跡地事業の交通計画が明らかになれば、審査会における審査結果を踏まえ、必要に応じた対策の検討結果を記載した評価書を作成いたします。本事業の意見交換会につきましては、条例手続き上、適切に実施しているものと考えております。なお、本事業のアセス手続き終了後に、エキスポ跡地事業の評価書案が提出される場合には、エキスポ跡地事業のアセス手続きの中で、複合影響についても説明され、審査されるものと考えています。</p>
<p>手続きが完了した場合には、三井不動産開発にすべてを負担させるのか。また、意見は三井に伝えれば良いのか。</p>	<p>本事業のアセス手続き終了後も、全体としてよりよい事業となるよう、ソフト面での対策など、できる限り協力してまいります。なお、エキスポ跡地事業のアセス手続きにおいても、意見交換会、意見書等で意見を述べることが出来ます。</p>
<p>複合的な環境影響について、誰が負担して実行していくのか。吹田市の見解、事業者の見解を明確に答えてもらいたい。住民は大変不安である。</p>	<p>行政への意見と考えますので、事業者見解は差し控えます。</p>
<p>吹田市はどのように両事業の手続きを進めていくのか。見解を聞きたい。</p>	<p>行政への意見と考えますので、事業者見解は差し控えます。</p>
<p>環境取組内容</p>	
<p>環境取組内容の「防音サッシの設置」について、防音サッシの設置に際しては、実施しない(該当なし)との内容ですが、周辺に影響するのは、あきらかであるため、防音サッシとして下さい。</p>	<p>「防音サッシの設置」について、行政に確認を行ったところ、この項目は施設内部の者に対する周辺からの騒音の影響防止のための配慮であることから、本事業においては該当なしとしております。</p>
<p>環境取組内容の「近隣への悪臭及び騒音の配慮」について、試合開催時の歓声に対しては、屋根の設置や外壁をサッシ等でふせぐことで対応するとの事ですが、窓「サッシ」より壁を増やして欲しい。サッシでは、音量の透過率が大きいのは、あきらかです。配慮が不足です。</p>	<p>評価書案の騒音予測については、長居陸上競技場で開催された日本代表戦での調査結果を使用しています。観客数 42,000 人以上で、太鼓などを使用した応援の音も含まれた音をもとにしており、大きな影響はないのではないかと予測しております。また、この予測の前提とした、試合開催時には壁面の開口部を閉鎖するなどの対策を確実に実施いたします。ただし、供用後に問題が生じる場合には、太鼓による応援を禁止するなどの対応も含め、対応を検討・実施いたします。</p>
<p>工事調整に関して、時間帯・並び休日・夜間は、行わないことを実施する項目に明記して欲しい。</p>	<p>今後、近隣の住民の方々のご意見を踏まえ、詳細な工事計画を策定して参ります。</p>

表 7-1(4) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
廃棄物	
<p>試合後は、一時に大勢の人が、スタジアムから外周道路周辺に出てきます。その際の事故を予防するための交通整理や、マナーの悪い観客の交通ルール違反やゴミ投棄を取り締まるために、スタジアムの敷地内だけではなく、外周道路や近隣のエリアに試合の前後には警察官や警備員を配置し対応いただくようお願いいたします。現状でも、試合後は、外周道路に警備員が配置されていませんので、交通ルール違反や、ゴミの投棄が行われており、近隣住民が迷惑を被っているのが実情です。</p>	<p>現状では、大半のサポーターについては、整然と帰っていると思います。一部マナーの悪いサポーターも居るかもしれませんが、そのようなサポーターの行動につきましては、呼びかけを行い、マナー向上に努めます。また、状況に応じて、警備員を配置するなどの対策を講じます。</p>
騒音・振動	
<p>工事用車両の走行による騒音について、周辺環境への影響をできる限り低減すると謳われていますが、時間帯については、述べられていない。夜間（PM6 時以降）は、作業を禁止すること。</p>	<p>今後、近隣の住民の方々のご意見を踏まえ、詳細な工事計画を策定して参ります。なお、特定建設作業につきましては、法、府条例を遵守し、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間に行います。</p>
<p>施設の供用による騒音の予測について、「歓声及び空調設備等の稼働により発生する騒音予測結果と環境基準値等の比較に対して」先ず、見直しをして下さい。到達騒音レベルが、平日・休日とも皆同じはおかしい。清水地区以外での高層住宅に配慮して、現況調査、予測及び評価を実施するとの意見に、事業者見解では、高層での予測も実施したとのことですが、スタジアム建設地から直線 300メートル西側にあるインペリアル万博公園マンション（14 階建て）の屋上にての計測がされていません。再度、騒音・振動の調査をしてください。</p>	<p>到達騒音レベルとは、施設（スタジアム）からの騒音が、各予測地点においてどの程度の大きさになるかを予測した値です。平日・休日とも、施設の稼働状況の設定は同じであり、よって、到達騒音レベルも同じとなります。</p> <p>騒音の予測については、事業計画地の周辺の住居地の代表的な地点で行っており、ご指摘のマンションにおける影響は、事業地から約 300m の環境 1 とほぼ同様となり、約 150m の環境 3 よりも小さくなると考えております。</p>
<p>地上 42m、グラウンド上を除く四方には屋根がつくとのことであるが、同構造・同タイプのスタジアムがあれば、その遮音効果等のデータを示していただけませんか。</p>	<p>遮音効果については、建物の構造・材質・設備配置など、様々な要因で変化することから、本スタジアムと同様の施設の遮音効果等のデータとして、お示しすることは困難です。評価書案の騒音予測については、本スタジアムの屋根の構造・材質等の諸元を元に、回折減衰等の騒音低減効果を踏まえて予測しております。</p>
<p>勝っても、負けても、試合が終われば騒ぎながら帰るのが観客の心理である。ナイターの試合がほとんどで、周辺的生活道路で騒ぐことが懸念される。総合的な対策が必要である。</p>	<p>現状では、大半のサポーターについては、騒がず整然と帰っていると思います。一部騒がしいサポーターも居るかもしれませんが、そのようなサポーターの行動につきましては、呼びかけを行い、マナー向上に努めます。また、状況に応じて、警備員を配置するなどの対策を講じます。</p>

表 7-1(5) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>太鼓による応援は禁止し、サッカー特有の踏み鳴らす応援はやめていただきたい。また、スタジアムの屋根は、観客席の上部だけでなく、フィールド内まで伸ばし、全面屋根付きとしてほしい。その他、施設には防音、吸音材を多用する、スピーカー設備は内方向、下方向に付設する、必要以上の音量で放送しないなど使用可能な限りの対策を実施してもらいたい。</p>	<p>評価書案の騒音予測については、長居陸上競技場で開催された日本代表戦での調査結果を使用しています。観客数 42,000 人以上で、太鼓などを使用した応援の音も含まれた音をもとにしており、大きな影響はないのではないかと予測しております。また、この予測の前提とした、試合開催時には壁面の開口部を閉鎖するなどの対策を確実に実施いたします。放送設備については、周辺への影響をできるだけ軽減するよう配慮した設計といたします。なお、供用後に問題が生じる場合には、太鼓による応援を禁止するなどの対応も含め、対応を検討・実施いたします。</p>
<p>当マンション（山田東 3 丁目）は 13 階建てで、このたびのスタジアム建設の位置から約 500m しか離れていません。現在でも万博公園内で行われるイベントではかなりの騒音が響きます。特に、当マンションの 7～10 階は障害物もなく騒音をさえぎることができません。当マンションの上層階において是非とも騒音調査を実施していただきたい。</p> <p>また、事業案での建築物では一部屋根付きのスタジアムとしていますが、風の向きによっては相当の騒音に悩まされることとなります。是非とも「東京ドーム」のような全面の屋根付きとして建設していただきたいと考えております。</p>	<p>スタジアムにおいて、花火の打ち上げを行うことは考えておりません。</p> <p>なお、事後調査における騒音測定地点については、今後検討いたします。</p>
<p>騒音について、当マンション（山田東 3 丁目）の最上階の住民（高齢者）の話として、現スタジアムや近隣施設から届く騒音、花火の折には炸裂音に加えて煙までもが窓から侵入してくる現状があり、より近接する建設計画に対して大変心配しておられる。</p> <p>当マンション屋上にて騒音調査を行って欲しいとの要望であるが、可能か。</p>	<p>環境保全に必要な屋根や防音壁などは必須設備と考えており、これらについては確実に実施します。さらの利便性の高いスタジアムとできるよう、関係者一同全力を挙げ募金活動を行ってまいります。</p>
<p>試合開催中、マンション上層階への騒音影響は、環境影響評価書案では、試合中でも影響は小さいと記載されています。しかし、当マンション（山田東 3 丁目）は 14 階建てであり新スタジアムからは至近距離になるために高層階を中心に騒音の影響を受けるのではないかと依然懸念をしております。住人が騒音で悩まされることがないように、計画通りスタジアムを建設することに併せ応援団への対策も十分にさせていただくようお願いします。</p> <p>現在、スタジアム建設のための募金額は目標額に足りていないが、建設開始までには、目標額を目指すとのことでした。しかしガンバ大阪の J2 降格により今後益々、募金は集まりにくくなると思います。資金不足の中、スタジアムの建設を見切り発車し屋根や防音壁等の防音のための仕様を見直すことがないよう厳しくお願いします。</p>	

表 7-1(6) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
打ち上げ花火の自粛、自動車の警笛等の規制をすること。	スタジアムにおいて、花火の打ち上げを行うことは考えておりません。また、観戦者にはマナー向上を呼びかけ、周辺住居地へご迷惑をおかけしないよう、配慮してまいります。
事業の内容について、提案書からの改善はしたのか。	振動については、建物構造に配慮し、外部への振動の影響が小さくなるような計画とし、騒音についても、より影響が小さくなるよう建物構造について検討しています。
騒音について、スタジアム建設地から西南方向にある3丁目の当地区（別所地区・インペリアル万博公園）は、風向きによる音量が拡大することが何度もあります。騒音振動測定は、このことも視野に入れて実施願いたい。	事後調査を実施する際には、風向測定も行うなど、配慮します。
騒音・防犯対策を含めて治安対策について地元自治会と話し合いをお願いしたい。	所有者である吹田市、指定管理者となる予定のガンバ大阪、地権者である万博記念機構などのステークホルダーとともに、地域住民の皆さんと一緒に問題を改善できるよう協力していきたいと思っております。
緑化	
スタジアムの周囲の緑地に配慮し、周辺の緑地とも調和した、緑につつまれたスタジアムとし、緑地面積は減らさない。最低30%以上とする。	大規模施設であるため、万が一、火災などの災害が起こった時の避難場所が重要です。大勢の観客が安全に避難するためには、一定の空地必要と考え、現在の計画としています。その中で、今後、可能な限り、植栽を増やせるよう検討してまいります。
緑化対策について、樹木は、美観、景観以外に遮音、吸音や目隠しにも使えるので他の競技施設等との区画などにも使い周囲の緑の静粛な環境と違和感が生じないようつとめられたい。	植栽樹木の選定につきましては、周辺環境及び景観に配慮してまいります。
交通混雑	
現地調査地点・範囲図より、万博南交差点での交通量調査地点の落とし込みがありません。是非、調査地点に組み込んで頂くことを要求します。	ご指摘の地点の北西側、外周道路との合流点と南側の樫切山交差点が交通量調査地点となっていることから、この区間の交通量は把握できていると考えております。
今回の交通調査における・茨木摂津線：約20,000～25,000台とあるが、万博公園でイベント開催時は、そのような状況でないことを知らずに調査していることは、承服しかねる。再度、調査願いたい。事業者の見解には、ゴールデンウィーク時に調査したと言われていますが、イベント開催時では、異常な交通渋滞（11月）があったことを再認識して再調査を願いたい。それによって、騒音測定のデータ見直しが必要と思われれます。	万博公園でのイベントなどにより、非常に混雑する日が存在することは認識しております。そのことを踏まえ、本事業の交通計画では、基本的な考え方として、万博公園への来場者が多く、周辺の道路が特に混雑する桜祭り等の時期については、ゲームの開催を極力回避し、また開催する場合はナイターとするなどの対策を講じる計画としています。

表 7-1(7) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>ガンバの試合だけでなく、日本代表戦等においても、来場者の車は予約車以外は禁止し、公共交通機関の主要駅からバス輸送計画を立て、徹底した広告宣伝を行う。</p>	<p>ガンバの試合だけでなく、日本代表戦等においても、来場者の車両については、普通のチケットの販売と同じように、駐車場の予約チケットを事前販売し、予定数に達したら終了ということで運営してまいりたいと思っています。公共交通機関につきましては、モノレールについては、試合開催時に通常 10 分間隔のものを 5 分間隔に増便していただくよう調整しております。また、バスについても、バス事業者と協議し、必要な増便を行い、周辺主要駅とのシャトルバスを運行します。これらの駐車場及びアクセスにつきましては、HP、来場者へのパンフレット等も利用し、周知するようにいたします。</p>
<p>最寄りの公共交通機関であるモノレールについては、輸送効率を上げるため車両の連結増や増便、さらに幅広い視点で JR とのアクセスを考え両線交差点での新駅を関係機関間で協議してもよいのではないかと。</p>	<p>モノレールの増便につきましては、通常 10 分間隔のものを試合開催時には 5 分間隔にし、輸送能力を倍増していただくよう調整しています。それ以外にも近鉄バス、阪急バスと周辺駅へのシャトルバスの運行について調整しております。また、駅新設につきましては、関係機関に申し伝えます。</p>
<p>南第一駐車場の収容能力 1,338 台でほぼ全部サッカーの試合に使用されることになるが、万博公園利用者、スポーツゾーン利用者との兼ね合いをどうするのか。また、アメリカンフットボールの試合があるときはどうするのか。ナイターがある。</p>	<p>来場車両用駐車場の割り振りについては、南第一駐車場 1,000 台、東・中央駐車場各 500 台を基本としておりますが、実際の台数配分については、当日のイベントの開催状況を踏まえ、万博記念機構と協議の上、適正な配分をその都度決めてまいります。</p>
<p>観客用駐車場の台数を 2,000 台は類似施設を見ても多い。中央駐車場 500 台、東駐車場 500 台の合計 1,000 台とし、南第一駐車場は臨時バスの乗降場所、待機場所と身障者用駐車場にしてはどうか。提案する。</p>	<p>来場車両については、現状でも満員の場合は 2,400 台ぐらい来場していると考えられ、これを現状以下にしたいということで、最大で 2,000 台という計画としております。なお、供用後には、公共交通機関（モノレール、バス）による輸送の状況も踏まえ、さらなる来場車両の削減の可能性についても検討したいと考えております。</p>
<p>類似施設では駐車場が無い施設、開催時には駐車場利用不可、駐車場付きシーズンチケットのみの駐車場、スタジアム周辺道路の交通規制実施等によって交通対策を講じている。本施設の駐車場をゼロに近い方策を講じてもらいたい。他施設で実施している。中央環状線から万博外周道路に入るサッカー場付近での混雑が緩和できるのではないかと。</p>	

表 7-1(8) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>環境影響評価書案に照らして、新たな観客用駐車場を建設しないで、予約制(2,000台)とする。と謳われていますが、事情の知らない(初めて来る客及び遠方から来た客等)人々には、どのような具体的対応策をされるのか、しないのか回答を頂きたい。</p>	<p>来場者の車両については、普通のチケットの販売と同じように、駐車場の予約チケットを事前販売し、予定数に達したら終了ということで運営してまいりたいと思っています。2,000台までの制限で、完売すると予約上は駐車場は満車ということになりますので、このような形で処理したいと考えています。初めて来場される方、遠方から来場の方ほど、事前にインターネットなどを通じて情報収集をされる傾向が強いことから、HPでの告知を中心に徹底していきます。なお、駐車場を予約された方以外がたくさん車で来場されるようなことになった場合は、駐車場予約者以外が車両で来場しないよう、事業者、交通事業者などと協力して観戦者にマナー向上を呼びかけを行いたいと考えています。</p>
<p>交通問題を解決するためには、万博公園利用者の駐車場をうまく活用するために、全試合ナイトーとする。駐車場予約システムはスムーズに活用できる。</p>	<p>交通渋滞対策については、公共交通機関の利用促進策、駐車場予約制の導入等により、来場車両台数の抑制に努めるとともに、ゴールデンウィーク期間中などの混雑が予測される日に試合を開催する場合は、周辺の交通量が少なくなるナイトーでの開催とするなど、できる限りの対策を実施します。</p>
<p>吹田東消防署員の話によれば、当マンション(山田東3丁目)までの東消防署からの所要時間は、通常3~4分だそうだ。当マンションには高齢者が多く、緊急要請で出動願うことも多い。現在でさえ日により曜日により、また季節行事や随時のイベントにより、府道茨木摂津線が両方向とも渋滞していることが多く、まして両施設の完成後には交通事情が一変するものと想定される。高齢者の日頃抱いている不安が増幅することのないよう対処していただきたい。</p>	
<p>予約制にすることは評価するが、不法駐車が増加が懸念される。この兼ね合いが難しいため、駐車場使用の運用については十分検討する必要がある。</p>	<p>駐車場予約者以外が車両で来場しないよう、事業者、交通事業者などと協力して観戦者にマナー向上を呼びかけを行うとともに、公共交通機関の利便性を高めるよう努力いたします。また、観戦者による違法駐車等が大きな問題になるようでしたら、各関係機関と協議し、強制的な対策も検討してまいります。</p>
<p>周辺の生活道路への車両進入と不法駐車対策はどうするのか。</p>	
<p>万博外周道路周辺の住居地域への観客車両の迷い込み、通り抜け、不法駐車等がおこらないよう周辺地域での交通対策、啓発、警備対策を講じていただきたい。</p>	<p>試合開催日には、来場車両及び来場者を整理するためにスタジアム周辺に交通整理員を適宜配置します。また、事業者、交通事業者などと協力して観戦者にマナー向上を呼びかけを行うとともに、道路管理者をはじめ地権者や吹田市、大阪府等のステークホルダーと連携調整し、交通課題の解決に取り組みます。なお、観戦者による違法駐車等が大きな問題になるようでしたら、各関係機関と協議し、強制的な対策も検討してまいります。</p>

表 7-1 (9) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>スタジアム前の外周道路は南第一駐車場への観客車両 2,000 台の出入り口とスタジアム前臨時バス乗り場 (120 台) で混雑して渋滞をきたす。動画説明ではスムーズに動いているが大変な混雑をきたす。</p>	<p>現在の駐車場計画では南駐車場に 1,000 台、東駐車場、中央駐車場にそれぞれ 500 台を駐車する予定です。これらの踏まえた現在の交通計画については、交通シミュレーションによる検討も行い、特に大きな問題は起こらないものと考えております。なお、混雑を引き起こさないよう、駐車場への適切な車両誘導などの対策を実施してまいります。</p>
<p>現状の中央環状線 10 万台、茨木摂津線 2 万台から 2.5 万台から見ると万博公園外周道路においては飽和状態である。さらに、サッカー開催時には、2 千台増える。万博公園外周道路の自動車は 10% 増である。さらに混雑する。</p>	<p>来場車両については、現状でも満員の場合は 2,400 台ぐらい来場していると考えられ、これを現状以下にしたいということで、最大で 2,000 台という計画としております。なお、供用後には、公共交通機関 (モノレール、バス) による輸送の状況も踏まえ、さらなる来場車両の削減の可能性についても検討したいと考えております。</p>
<p>周辺道路出入口に試合の開始 3 時間から終了後 3 時間まで交通整理員を配置する。</p>	<p>試合開催日には、想定される来場車両及び来場者を整理するために観客の来場、退場にかかる時間に合わせて、スタジアム周辺に交通整理員を適宜配置します。</p>
<p>自転車駐輪場の設置について (不法駐輪対策)、吹田市により、地下埋設型自転車駐輪場 (有料) の大規模導入を要望する。現在も、試合開催日は会場周辺に不法駐輪が大量発生している。試合日に不法駐輪 (周辺歩道) の即時撤去を警察に申し入れて欲しい。吹田市議会の法整備 (条例の制定) が必要になる。検討を進めてもらいたい。</p>	<p>試合開催時には、バイク 1,800 台、自転車 4,500 台分の駐車スペースを確保する計画です。</p>
<p>南第一駐車場の緊急車両出入口は観客用の出入口に使用しない。また、工事用車両の出入りも認められない。</p>	<p>駐車場の管理は万博記念機構で行われておりますが、今後、万博記念機構とも協議をしながら、皆様にご迷惑をおかけしないようすすめてまいります。工事中については、万博公園南交差点のゲートを車両の出入口として使用する計画はありません。</p>
<p>スタジアムの建設期間中の交通対策について、今後エキスポランド跡地の事業計画がまとまり事業がスタートすると 2 つの大型プロジェクトの工事が同時に進行することになります。工事が同時に進むことになった場合は、エキスポランド跡地の事業とも十分な連携をとり、工事車両による外周道路の渋滞を発生させないようお願いします。また、近隣の住宅街の道路は、小中高校生の通学路になっている上、非常に狭くなっています。工事車両および工事関係者の車両が近隣の道路には進入しないようお願いします。</p>	<p>(仮称) エキスポランド跡地複合施設開発事業と工事が同時に進行する場合には、十分に協議を行い、工事車両の運行計画を検討してまいります。また、コンクリートの打設など、連続して車両を運行する必要がある工事を除き、車両集中時間、通学時間帯を避け得る車両運行計画を推進するとともに、工事用車両の走行ルートについても決められたルートを走行するよう関係者に周知します。</p>

表 7-1(10) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>周辺地元自治会と詳細に詰めた話し合いが必要である。</p>	<p>所有者である吹田市、指定管理者となる予定のガンバ大阪、地権者である万博記念機構などのステークホルダーとともに、地域住民の皆さんと一緒に問題を改善できるよう協力していきたいと思います。</p>
<p>提案書での意見の信号の設置等は、関係機関と協議したのか。その結果は評価書案に反映していない。どう理解していいのか。</p>	<p>事業者としては、本事業の中で、交通規制の設定、信号、電光板等の道路設備の設置、高架橋の延長、周辺道路の新設・改修等を行うことはできません。これらを含めた当該事業の重要な課題の一つである交通混雑の緩和及び交通安全の確保にあたっては、ご要望の内容も踏まえ、道路管理者をはじめ地権者や吹田市、大阪府等のステークホルダーと連携調整し、交通課題の解決に取り組んでいる中で、今後協議してまいります。</p>
<p>スタジアムへの集客に伴い周辺の交通状況が変化するので関係機関と道路設備、交通規制の見直しを実施すべきではないか。特に、名神高速道路出口から中央環状線を横切って外周道路に入る地点、外周道路の南西側の一般道からの入り口にあたるクロネコヤマト横の交差点、茨木摂津線と万博外周道路の合流点には信号の設置も検討すべきではないか。</p>	
<p>中央環状線（府道 2 号線）下穂積交差点の高架橋を万博寄り信号の手前まで延長し、千里中央方面からの車の流れを改善する。</p>	
<p>万博外周道路の進入路手前の引き返し、迂回可能な地点に道路状況、駐車状況を知らせる電光板、掲示板、放送設備等を設置、増設し、みだりに交通渋滞を招かないよう手前で迂回路へ誘導する。</p>	
<p>スタジアム駐車場には、万博外周道路への負担を軽減するため専用道を設けるべきではないか。</p>	
<p>茨木摂津線の渋滞緩和について、樫切山交差点～坂道をあがった万博公園南の信号までの道路は、現在 1 車線であるが、緊急用車両専用道路として歩道側にこの間だけ広げて欲しいとの対策案を出しているが、今回の要約書では、事業者の見解として明快な回答をなされていません。地元としては承服できません。あらためて提議致します。</p>	
<p>各駐車場及び万博外周道路の状況を監視するモニター設備を設置し、即座に渋滞に対応できる交通整理体制を確立すべきではないか。</p>	
<p>府道茨木摂津線の万博公園南交差点から南に下る道路は、許可車以外進入禁止措置を講じていただきたい</p>	
<p>関係機関と話し合った結果を評価書案に示したのか。協議中なのか。まだ事業者の素案なのか。</p>	<p>評価書案の交通計画については、公共交通事業者などと一定の協議を行った上で示しておりますが、今後も引き続き協議を行ってまいります。</p>

表 7-1(11) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
交通安全	
<p>万博外周道路の歩道と自転車とジョギングの専用レーンがいたるところで自動車横断のため寸断される。安心して通れない。特にスタジアム周辺はもっともひどくなる。また、スタジアムへの観客は自転車とジョギングの専用レーンを一杯使って出入りする。普段、ジョギングを行っている人に、支障をきたす。対策を講じてもらいたい。</p>	<p>試合開催日には、来場車両及び来場者を整理するためにスタジアム周辺に交通整理員を適宜配置し、安全確保に努めます。</p>
<p>周辺の生活道路への車両進入と不法駐車対策はどうするのか。</p>	<p>駐車場予約者以外が車両で来場しないよう、事業者、交通事業者などと協力して観戦者にマナー向上を呼びかけを行うとともに、公共交通機関の利便性を高めるよう努力いたします。また、観戦者による違法駐車等が大きな問題になるようでしたら、各関係機関と協議し、強制的な対策も検討してまいります。</p>
<p>提案書での意見の信号の設置等は、関係機関と協議したのか。その結果は評価書案に反映していない。どう理解しているのか。</p>	<p>事業者としては、本事業の中で、信号等の道路設備の設置を行うことはできません。これらを含めた当該事業の重要な課題の一つである交通混雑の緩和及び交通安全の確保にあたっては、ご要望の内容も踏まえ、道路管理者をはじめ地権者や吹田市、大阪府等のステークホルダーと連携調整し、交通課題の解決に取り組んでいる中で、今後協議してまいります。</p>
<p>この一帯は広大な公園施設であり、その中に建つ集客施設の負担を近接する一般公共施設に簡単に転嫁すべきでないと考えます。特に、来場者の安全、とりわけ歩行の安全は一般公衆道路を利用してなされるのではなく、本来、公園施設としてできる限り確保すべきものと考えます。万博外周道路南側は幹線道路等との接続の多い地域であり、阪急電鉄等利用可能な公共交通機関までは一般道との交差が少ない動線を選んだ上で、歩道橋等必要な道路施設、設備を整備すべきではないか。</p>	<p>当該事業の重要な課題の一つである交通混雑の緩和及び交通安全の確保にあたっては、道路管理者をはじめ地権者や吹田市、大阪府等のステークホルダーと連携調整し、交通課題の解決に取り組みます。</p>
事後調査	
<p>事後調査について、騒音と振動の工事・供用時の事後調査を必ず方針通り実行願います。また、交通混雑と交通安全の供用時の事後調査の調査地点の落とし込みがないように、もう一度再調査を要求します。</p>	<p>評価書案に記載した事後調査については、確実に実施します。なお、供用後の交通混雑及び交通安全の調査地点については、供用後の予測結果を踏まえ、決定いたします。</p>

表 7-1(12) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>その他要望</p>	
<p>計画から完成まで地元自治会と誠意をもって話し合いをする。</p>	<p>所有者である吹田市、指定管理者となる予定のガンバ大阪、地権者である万博記念機構などのステークホルダーとともに、地域住民の皆さんと一緒に問題を改善できるよう協力していきたいと思います。</p>
<p>スタジアム完成後においても、1年に1回は話し合いをもつこと。計画は100%完全なものではない。稼働後に色々な問題点が出てくるのが当たり前である。これらを解決するためにその都度協議をしたい。</p>	
<p>万博公園南交差点周囲（両方向）では、大型車両の駐車違反が常時化していて、大変危険です。実況検分をして下さい。道路標示にも問題あり。</p>	<p>ご意見につきましては、関係機関に申し伝えます。</p>
<p>活力あふれるまちづくりの一環事業として、これにかかわる関係機関は共同、連携して環境に配慮され、その責務を果たされたい。施設を建設するスタジアム建設募金団体は、完成後施設の所有者となる吹田市、施設の管理運用を行う(株)ガンバ、土地を所有、管理する万博協会、大阪府、旧エキスポランド跡地を開発する三井不動産(株)及び地元各自治会等と連携して協議会設立に努め、建設、管理に伴う課題の解決にあたり、交通対策など一団体、一企業では対応できない課題について、協議会で調整を行い連携して改善、解決に努められたい。</p>	<p>当該事業の重要な課題のうち、当時業者のみで解決できない課題については、道路管理者をはじめ地権者や吹田市、大阪府等のステークホルダー及び近隣事業者と連携調整し、解決に取り組めます。</p>
<p>施設完成後の寄付時には、解散する建設募金団体が負う建設及び建物施設にかかわる権利義務の承継者を明確にし、責任の所在を地域に明らかにされたい。</p>	<p>完成したスタジアムは吹田市へ寄贈され、公共施設として吹田市が所有することとなります。</p>
<p>この条例に基づく意見及びこれに対応して実施すべき対策は、施設を所有する吹田市が引き継ぐことになるが、指定管理者となる(株)ガンバには市から委ねられる施設の管理（改修含む。）運用（収益事業含む）の範囲内において責任を持つと理解してよいのか対策すべき責任の範囲を地域に明らかにされたい。</p>	<p>指定管理者業務の受託範囲は今後の議会承認を経て決定いたしますが、取り組み方針などは吹田市及び指定管理者へ確実に引き継ぐものとします。</p>

表 7-1(13) 評価書案意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

評価書案についての意見書の概要	左の意見書に対する事業者の見解
<p>この地域は純然たる住宅地であり、小・中・高校が揃った文教地区でもある。明日への活力が再びみなぎるよう、学習に勤しむ人々、身体鍛錬に余念のない人々、家庭のやすらぎに浸る時間を大切に考える人々など、この地域の豊かな自然と静寂の中で、思い思いの生活スタイルを築いておられる。地域特性を無視した独善的な 24 時間営業案（（仮称）エキスポランド跡地複合開発事業）には断固反対する。</p> <p>（仮称）吹田市立スタジアム建設事業においても、風紀上・防犯上の見地から、タガが外れたかのように傍若無人な振る舞いをするファンや観客の暴走行為に対して、厳しい抑制策を講じていただきたい。</p>	<p>24 時間影響等については、他の事業者へのご意見ですので、事業者見解は差し控えます。</p> <p>本事業へのご意見につきましては、現状では、大半のサポーターは、整然と帰っていると思います。一部マナーの悪いサポーターも居るかもしれませんが、そのようなサポーターの行動につきましては、呼びかけを行い、マナー向上に努めます。また、状況に応じて、警備員を配置するなどの対策を講じます。</p>
<p>市議会、府議会で、「地元のご意見、ご要望を十分お聞きし」と答弁されているが、どのようにして地元の意見、要望を聞くのか。具体的に示してほしい。</p>	<p>行政への意見と考えますので、事業者見解は差し控えます。</p>
<p>「事業者単独では解決が困難なまちづくりの課題については、事業者、土地所有者、大阪府、本市で後世する万博公園南側エリア開発関係者連絡会の中で、連携して解決を図ってまいります。」と答弁されている。</p> <p>大阪府、吹田市が誘致したのではないのか。</p> <p>このために千里万博公園スポーツレクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例を作った。大阪府、吹田市は交通問題の解決のために相応の金額的な負担すべきである。</p>	

8. その他の事項

「6. 評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解」及び「7. 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解」に記載されている道路、交差点等は下図に示すとおりである。

